

～ 子どもが学校でケガをしたときは・・・ ～

向日市 医療保険課

向日市の小・中学校（保育所・幼稚園を含む）では、学校等の管理下で発生した児童・生徒の負傷などに対して、その医療費が給付される「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に保護者様の同意の下加入しています。

学校管理下での負傷等で、医療機関等を受診した場合は、この「災害共済給付制度」を利用して、医療費の請求をしてください。

- お子さまが「学校管理下」での負傷などにより受診する場合は、医療機関窓口で「学校等での災害である」ことをお伝えいただくとともに、「子育て支援医療受給者証」や「福祉医療」は提示せず、保険診療の一部負担金である3割相当額をお支払いください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。
- 日本スポーツ振興センターの支給の対象に該当しなかった場合は、子育て支援医療等から医療費を返還します。医療保険課へお問合せください。

〈詳しくは裏面をご覧ください。〉

◇◇「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ申請される主なメリットとは◇◇
「災害共済給付制度」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、低い掛金で厚い給付が行われます。

- ① 医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割加算され、4割給付されます。
- ② 負傷等の初診から2年間の間に申請できるため、高校への進学、市外への転出等で、子育て支援医療等の対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能です。
- ③ 入院食事代も給付の対象になります。



〈お問い合わせ先〉

○災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター大阪給付課 【TEL：06-6456-3603】

○子育て支援医療、福祉医療の内容につきましては、向日市医療保険課
【TEL：075-931-1111（内線342・334）
075-874-2798（直通）】

★子どもが学校等でケガをして、医療機関・調剤薬局等を利用した場合★

子どもが学校等の管理下でけがをして医療機関・調剤薬局等の窓口で医療費を支払った。

治療完了までに支払った全ての
医療費の合計が1,500円以上
(保険診療点数500点以上)

いいえ

日本スポーツ振興センター災害給付制度
の申請対象にはなりません。

はい

日本スポーツ振興センター災害給付制度
の申請対象です。

医療機関等の窓口で、医療費の自己負担額
を支払ください。
(注意) 京都子育て支援医療等の、受給者
証は使用しません。

学校を通じて、日本スポーツ振興センター
災害給付制度へ給付申請の手続きを行っ
てください。

日本スポーツ振興センターの
審査基準に該当した。

いいえ

向日市の福祉医療制度にて医療費を助成
します。※

向日市役所医療保険課にて、福祉医療等支
給申請の手続きを行ってください。

はい

日本スポーツ振興センターから災害共
済給付金が給付されます。

向日市の福祉医療費制度にて給付しま
す。(京都子育て支援医療等)

◇◇◇ 学校の管理下って? ◇◇◇

1. 授業中
各教科、遠足、修学旅行、大掃除など
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中
部活動、林間学校、臨海学校など
3. 休憩時間及び学校の定めた特定時間中
始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路及び方法による通学中
登校中、下校中

※ 医療費を立替えて支払ったが、日本スポ
ーツ振興センターの給付の対象とならなかつた方
は、福祉医療制度にて助成しますので、向日市
役所医療保険課に申請してください。

〒617-8772 向日市寺戸町小畑5番地の1
向日市市民サービス部 医療保険課 福祉医療係
電話：075-874-2798 (直通)